

令和4（2022）年度第2回川崎市民間活用推進委員会 議事録

日 時 令和5年3月28日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時37分

場 所 川崎市役所第4庁舎4階第1会議室（WEB会議）

出席者 委員 安登会長、朝日委員、伊藤委員、稲生委員、川崎委員  
市 側 窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長  
大平総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長  
大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長  
遠藤総務企画局行政改革マネジメント推進室職員  
岩丸教育委員会事務局健康給食推進室担当課長  
落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐  
岩城教育委員会事務局健康給食推進室川崎市南部学校給食センター所長  
矢島教育委員会事務局健康給食推進室川崎市中部学校給食センター所長  
小林教育委員会事務局健康給食推進室川崎市北部学校給食センター所長

開 会

1 議題

- (1) 学校給食センター整備等事業 PFI事業 中間評価について
- (2) 民間活用（川崎版PPP）推進方針の活用状況について

2 その他

閉 会

【配付資料】

- 資料 1-1 川崎市学校給食センター整備等事業（PFI）概要
- 資料 1-2 川崎市南部学校給食センター整備等事業 PFI事業 中間評価
- 資料 1-3 川崎市中部学校給食センター整備等事業 PFI事業 中間評価
- 資料 1-4 川崎市北部学校給食センター整備等事業 PFI事業 中間評価
- 資料 2 民間活用（川崎版PPP）推進方針の活用状況について
- 参考資料1 川崎市附属機関設置条例（抜粋）
- 参考資料2 川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（抜粋）
- 参考資料3 川崎市学校給食センター整備等事業 PFI事業 リスク分担表
- 参考資料4 川崎市民間活用推進委員会 民間事業者選定部会について

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、定刻になりまして、皆さんおそろいでございますので、ただいまから令和4年度第2回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の窪田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、事務連絡を何点かささせていただきます。

初めに、本日の委員会は、ウェブ会議システムを使った委員会とさせていただきます。そのため、事前に送付させていただきました「Zoomによる民間活用推進委員会開催に当たる留意事項」に記載させていただきましたとおり、お願い事項がございますので、御協力をお願いいたします。特に質疑の際、まず直接挙手していただき、その後、会長による指名の後に御発言いただきますようお願いいたします。

また、委員会の進行中、音声や画面上のトラブルがあった際には、チャット機能ですとか、あるいは事前に御連絡させていただきました携帯電話連絡により対応させていただければと思います。

次に、本日の委員会でございますけれども、公開とさせていただきます。市民の皆様への傍聴やマスコミの方の取材につきましては許可させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。ただ、本日傍聴の方は、現在のところはまだいらっしゃいません。

それから、委員会終了後、議事録を作成いたしますけれども、委員の皆様へ御確認いただいた上で公開の進めさせていただきますと存じます。

それから、本日の配付資料でございますけれども、次第、出席者一覧と座席表のほか、資料1-1から1-4、資料2、それから参考資料1から参考資料4を配付させていただきます。特に資料の不備などがございましたら、お申出いただければと思います。よろしいでしょうか。

川崎委員

すみません、資料の1-3だけ開けないのですが、これだけ違う画面になってしまう。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

失礼いたしました。では、皆様宛てに今メールのほうで、進行と合わせてお送りさせていただきますので、恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

すみません、大変失礼いたしました。

それでは、ここからは会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

安登会長、どうぞよろしくお願いいたします。

安登会長

承知いたしました。

それでは、始めていききたいと思います。

本日は、委員の皆様方、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局からの連絡で、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応のため、本日もウェブ会議システムを併用した委員会となっておりますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、PFI事業の中間評価や民間活用推進方針の活用状況等について事務局から御説明があるものと思っております。委員の皆様におかれましては、自由闊達な御議論をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

次第を御覧いただきたいのですが、議題（１）学校給食センター整備等事業 P F I 事業 中間評価についてです。

教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

岩丸教育委員会事務局健康給食推進室担当課長

それでは、学校給食センター整備等事業 P F I 事業 中間評価について御説明をさせていただきます。

私は、教育委員会事務局健康給食推進室の担当課長をしております岩丸と申します。どうぞよろしく御願いたします。

それでは、資料１－１のファイルを御覧ください。学校給食センター整備等事業については、南部、中部、北部と三つの学校給食センターがございますので、初めに各センターの概要を御説明いたします。

事業者名ですが、南部が株式会社川崎南部学校給食サービス、中部が株式会社川崎中部 S L S、北部が株式会社川崎北部学校給食サービスで、事業体制は、南部と北部が東洋食品を代表企業とするグループ、中部がグリーンハウスを代表企業とするグループで構成されております。

次に、事業期間ですが、設計、建設、開設準備期間を含め、南部が平成２７年１０月から令和１４年３月までの１６年６か月、中部、北部が平成２７年１２月から令和１４年３月までの１６年４か月となります。

配送対象中学校数及び供給能力ですが、南部が２２校で１日当たり１万５，０００食、中部が１４校で１日当たり１万食、北部が１２校で１日当たり６，０００食でございます。

続きまして、資料１－２のファイルを御覧ください。三つのセンターで重複する部分も多いため、南部学校給食センターの資料を使って御説明いたします。

まず、事業の全体像ですが、（２）事業概要を御覧ください。平成２６年１０月に策定した川崎市立中学校完全給食実施方針に基づき、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施するため、本事業においては川崎市南部学校給食センターに係る設計・建設・維持管理・運營業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用し、サービスの向上、経費削減、財政負担の平準化等を図るため、P F I 事業として実施しているものです。

２ページに移りまして、２の事業実施スケジュールですが、平成２６年１１月７日に実施方針を公表し、平成２９年９月４日から完全給食を実施しております。

次に、３、設計業務、施工・工事監理業務のモニタリングにつきましては是正の要求はありませんでしたが、４の維持管理・運營業務に係るモニタリングについては是正勧告を行った事案がありましたので、後ほど御説明をさせていただきます。

３ページに移りまして、中間評価の目的と検証内容ですが、平成２９年度の運営開始から５年が経過したため、中間的な検証を行うことにより、今後の運営等の検討につなげることを目的として、本事業の検証は、事業としての評価、手法としての評価、施設としての評価の三つの視点で行います。

次に、P F I 手法の適用に至る経過でございます。平成１３年１月策定の川崎版 P F I 基本方針を踏まえながら、民間活力を生かした効率的な手法については、他都市でも給食センターの整備に当たり導入事例が多い P F I 方式や、市立小学校及び市立特別支援学校で導入実績のある公設民営方式を基本として事業手法の検討調査を進めてまいりました。

その結果、業務を包括化した性能発注により民間のノウハウが活用でき、サービスの向上、費用削減が期待できること、民間資金の活用により財政負担の平準化が図れること、施設整備に当たり国からの交付金の適用が可能であること、運営期間中も施設が市の所有であるため、施設・整備面に対しても市の関与が容易なこと等から、P F I（B T O）方式を事業スキームとして実施することといたしました。

右側に移りまして、検証内容に応じた評価項目の考え方ですが、本事業の検証に当たり、「事業」「手法」「施設」の視点ごとに評価を実施するため、評価項目の考え方を整理いたしました。

4ページに移りまして、評価項目ごとの検討・分析といたしまして、初めに1番目、事業としての評価に関する検討・分析について御説明いたします。

(1) 中学校完全給食の実施でございますが、平成25年11月に川崎市立中学校給食の基本方針を決定し、平成26年10月に、早期に安全・安心で温かい中学校給食を実施することを目的とした「川崎市立中学校完全給食実施方針」を策定いたしました。

その中で、給食の提供方法として、学校給食センターを3か所設置、小学校との合築校2校では合築校舎内の調理場を活用、教育活動に支障を及ぼさない2校では敷地内に調理場を設置することとし、これにより生徒数の推計に基づく食数3万3,000食を確保し、右のページになりますが、児童生徒の活動場所を制限することなく、教育環境への影響を抑えた上で、国の「学校給食衛生管理基準」を考慮した広さ・規模を有する調理場を設置することといたしました。

実施状況ですが、センター方式を採用することにより、早期の中学校給食の実施に大きく寄与するとともに、給食のコンセプトを「健康給食」と定め、米飯給食中心に野菜を豊富に取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供し、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することで、食育の充実の効果を果たすことができました。

5ページに移りまして、(2) 利用者満足度ですが、令和4年度に生徒・保護者・教員に中学校給食に関するアンケート調査を実施いたしまして、生徒の約90%が給食を「おいしい」と回答、保護者の約96%が「給食が始まってよい」と回答しております。

次に、(3) 安定的な中学校給食の提供ですが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休校など、本市の事情により給食を中止したことを除いて、事業者起因する事情によってセンターの稼働が停止することはありませんでした。

続いて、2の手法としての評価に関する検討・分析について御説明いたします。

(1) 事業スキームの妥当性ですが、事業手法・方式としては、市としての財政負担の平準化、施設整備に当たっての国からの交付金の適用、一定のVFM実現の見込みから、財政負担の縮減が図られていることや、運営期間中も市が施設所有者として施設・整備面に対して関与が容易で事業の安定的な実施が可能であることなどから、施設の所有が市となるPFI(BTO)方式については、学校給食運営上適切でありました。また、事業者にとっては、市からのサービス購入料以外の収入を得る機会がないため、サービス購入型である本事業の事業類型は妥当でありました。

事業形態としては、本事業が、センターの建設を含むことを踏まえると、建設、維持管理、調理設備、給食、設計に携わる事業者で構成されていることが、事業規模・事業範囲に照らし適切であり、SPCの代表企業のマネジメントも適切に機能し、事業を円滑に問題なく遂行させることができいております。

6ページに移りまして、事業期間ですが、長期事業期間の確約による参加意欲の創出という事業者募集の観点、設備等の耐用年数や技術の陳腐化等の社会的変革を踏まえた一定の公共サービスの継続性の観点から15年間は妥当であるというふうに考えております。

次に、業務範囲ですが、学校給食センターは、極めて高いレベルの安全上・衛生上の配慮が必要であるため、設計・建設・運営等の業務の一括化に伴い、事業者は前もって資材・人材の確保をはじめとする各種準備を進めることができ、円滑な事業実施、良質なサービスの提供を実現できていることは業務の範囲として評価することができます。

また、一括して発注することにより、運営事業者が早い段階から事業に関与するようになるため、中学校給食に関する市へのアドバイザー的な役割・機能を果たすことで、安全・安心で温かくておいしい給食の提

供を確実に実施し、特段の問題発生に至らず、適切に業務を遂行していることも業務範囲として評価できる点です。

(2) 効率的な整備実施によるサービスの質の向上ですが、運営等を意識した設計などの工夫については、一括して民間事業者に委ねることにより、分離して発注する場合と比較して、事業の合理化や効率化が図られていることや、要求水準に従って高い食品衛生上の安全性が確保された施設が整備されるとともに、計画に基づいた適切な維持管理が行われ、運営業務においても各種マニュアルによる衛生管理が実施されていることは、基本方針である「安全・安心な給食の提供」を達成できており、この点も評価することができます。

具体的な整備・運営内容ですが、安全・安心を確保するための衛生管理や、7ページに移りまして、温かくておいしい給食を安定して供給できる設備のほか、整備に当たっては、近隣や環境への配慮、防災設備の設置等を行いました。

次に、安全・安心な給食提供のための業務改善ですが、学校給食センターに配置される市職員が施設を巡回し、業務を監視することに加えて、市職員によるモニタリングとして、安全・安心な給食提供のための改善点を指摘するとともに、必要に応じて指導・勧告を行っております。改善勧告では、南部、北部、中部のいずれのセンターでもレベル4、レベル5に該当する、提供不全の事案は発生いたしませんでした。

具体的な改善の取組として、給食への異物混入を防ぐ取組、調理設備の保守管理などを行ったことで、生徒が給食を喫食できなかった事案が発生しなかったことも評価できる点でございます。

8ページに移りまして、評価項目の3番目、(3) 財政負担の縮減です。右側のページですが、財政負担の軽減割合を示すVFMの算定結果により市の財政負担額を比較したところ、市が直接実施する場合に比べて、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の市の財政負担が南部では約4.72%、中部では約4.71%、北部では約4.86%削減すると見込まれました。

なお、事業終了時のVFMについては、今後、総括評価の際に算出することといたします。

次に、(4) 事業経営の安定性ですが、毎事業年度にPFI事業者により提出される財務書類に基づき財務上の健全性等について、コンサルタント事業者によるモニタリングを実施しております。これまでの財務モニタリングの結果から財務上の健全性について特段の課題等は見受けられませんでした。

9ページに移りまして、(5) リスク分担の妥当性ですが、責任分担の基本的考え方として、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方にに基づき、実施方針で示されているリスク分担表(案)によることとしました。

リスクが顕在化した事項としては、市が調達した食材における異物混入、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市立学校の臨時休業措置、原油価格・物価高騰への対応があり、事業期間中の中でリスクが顕在化する事態が発生したものの、リスク分担に従い適切に対処できており、リスク分担は妥当であったと評価できます。

右側に移りまして、3、施設としての評価に関する検討・分析について御説明いたします。

(1) 施設・設備の現状ですが、事業者は、年1回の施設総合点検において、著しい劣化が見受けられないかどうかを確認し、不具合箇所を抽出した上で、建物、設備の確認を市とともにを行い、著しい劣化が見受けられないものは翌年度に変更するなど、長期修繕計画書に反映したことは評価できます。

また、事業者は、維持管理業務計画表に基づく日常点検及び定期点検により発見された不具合については、給食提供がない日、土曜日とか日曜日とか祝日、長期休業期間中などの給食提供がない日を利用して修繕を実施しており、また、施設の予防保全の観点から、給食を継続的に提供することができるような、計画的な修繕を実施していることも評価することができます。

10ページに移りまして、PFI事業の効果を定性的に評価するための材料として、事業者に対するアンケートを実施いたしました。アンケートは、①事業の効果、②リスク分担の適切性、③その他の効果・課題

の3つの項目で実施しました。なお、①の事業の効果については、事業者選定時の審査項目等を中心に、事業の効果への寄与の状況等を確認いたしました。

11ページに移りまして、最後に、5、評価のまとめですが、以上の説明のとおり、事業としての評価、手法としての評価、施設としての評価で整理したいずれの視点においても一定の効果があることから、本事業をPFI事業として実施したことにより、当初期待したとおりの効果が得られたものと考えております。

以上で説明を終わります。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めてまいります。

ただいま事務局から説明いただきました。委員の皆様から御意見あるいは御質問等をお伺いできればと思います。御意見等がある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

朝日先生、お願いします。

朝日委員

ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

三つお聞きしたいことがあるのですけれども、一つ目は、施設を特に設計・施工型でやったということで、配置なんかの効率化で期待された効果が出たということはよく分かりました。

その上で、一つ目に、運営の効率化の面と、もう一つの面として学校給食に関する付加価値と申しますか、よかったところとして、6ページの業務範囲ですとか事業の評価のところ、「事業者が中学校給食に関するアドバイザー的な役割・機能を果たすことにより」ということがあります。

大体性格としては、やはり性能として安全・安心な給食をということで、市のほうの要求を満たしていただくという性格が強いかとは思いますが、事業者のインセンティブあるいは工夫の面として栄養とか食育とか、その辺のこともあったと思うのですが、一方、小学校給食で市のほうにもかなりの給食に関する政策的な蓄積はあると思うのですが、新たにこの事業者にアドバイザー的な役割・機能というところで得られたものというのは、具体的にどのようなことなのかということをお聞きしたいのが一つ目です。

もう一つが、三つとも大体同じような評価ができるということでまとめて御説明いただいたかと思うのですが、事前の御説明では、中部はちょっと配送が遠いところに配置があるということをお聞きして、その費用の構造が異なるかと思うのですが、その事業運営上の違い、費用構造の違いのようなものはあまり問題にならないのかということが2点目です。違いはないのか。

3点目が、物価高騰リスクなのですが、これはリスク分担として予測できない不可抗力リスクとして整理しますということなのですが、この件に限らないかもしれないのですが、こういった価格高騰リスクはこれからは多くなると思うのですが、これは市のほうが分担を最終的にすることになり、その分というのは財政で基金とかそういったものを見る部分か、PFIに関しては増えてくる見込みというようなことのご理解でよいのかということをお聞きしたいと思っております。

すみません、長くなりました。お願いいたします。

安登会長

事務局、お願いいたします。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

企画担当の落合と申します。よろしくお願ひいたします。

まず1番目の質問で、アドバイザー的役割という面なのですが、小学校給食に関するノウハウは確かに本市のほうも持ち合わせていたのですが、それぞれ自校調理でやっておりますので、大規模調理の献立という面ではいろいろ試行錯誤した面が大変ございまして、そういう意味からしても、初年度より2年度目になる中で、献立の工夫をしていって、より大規模調理でしやすい献立の工夫や食材調達の面とか、そういったところでノウハウを蓄積していって、聞いているところによりますと、29年よりも30年の方が献立が安定するというところは徐々に増えていって、アンケート結果からも、5年たった今、給食をおいしいと思う子どもたちが増えているという効果が得られているというふうに思っております。

質問の2番目なのですが、三つのセンターで事業費の構造が違うという点なのですが、PFIの場合、構成企業ごとの事業費の細かいデータというのを頂いていない面がありますので、なかなか費用面の指摘というのは難しい面があるのですが、やはり運営の企業、代表企業の特性によって、いろいろ人件費の面ですとか維持管理の面とか、どこに重きを置いているかというのは特徴があるのかなとは日頃のモニタリングの中では感じております。

例えば、中部のグリーンハウスさんが代表企業のところなのですが、やはり人をかなり多めに置いていただいている、コロナ対策ということもあるのですが、コロナで急に休む人もいるということで、提案よりもかなり人を手厚く置いていただいている、その代わり若い職員を育ててほかのセンターに送り出すといったようなことをやっているの、中部は人がちょっと手厚いかなと思っていて、逆に南部と北部は人をちょっと、薄めと言ったらあれなのですが、少ない人数で効率よくこなして利益を出すというような構造でやっているのかなと。

各事業体によって個性はありますけれども、ちょっと細かい構成企業ごとの資料は頂いていないので、そこまで細かくは把握はできていないという状況でございます。

三つ目の不可抗力リスクですが、こちらについては、内閣府から出た文書というのがございまして、指定管理事業者に対してきちっと協議をなさいというような文書が出ているところがございまして、それを基に行政改革マネジメント推進室のほうと協議をいたしまして、今回のウクライナの危機というか、そういったものに関しては不可抗力リスクとして判断しましょうというような全庁的な判断がございましたので、それに基づいて川崎市としては負担をするというようなことで今協議をしている状況でございます、一方で、全国の給食センターも同じように協議をしているかということ、指定管理施設ではないので、なかなか、本市と同じような歩調を合わせて不可抗力で対応していくという自治体がそんなに増えているかということは、あまり情報は入ってきていないという状況でございます。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

朝日委員

ありがとうございました。はい。

安登会長

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の方からお伺ひいたします。

では、稲生先生、お願いいたします。

稲生委員

私、3点ほどございまして、まず資料7ページの右側のイの安心・安全な給食提供のための業務改善のところ、これは易しい質問なのですけれども、この③のところでも市職員によるモニタリングというのがございまして、マトリックスの上のところですね。

要はモニタリングをあんまりし過ぎてしまっても、逆に言うと、市の方が見に行くこと自体はコストが発生するということになるので、ちょっとPFIにおいてはこの頻度をどういうふうに考えているのかというのが問題になるわけで、それで、市職員によるモニタリングでいろいろとやり取りをしているということなのですけれども、具体的にどのような形で、頻度で結構なのですけれども、この業務監視というものを職員の方はこなされるか、つまり月1回なのか、あるいは1週間に1回なのかとかといったような、そういう形で結構なのですが、教えていただければというふうに思います。

それから、2点目、次のページの8ページ目の右側のところ、(4)の事業経営の安定性のところです。事前の説明でもお話は伺っているのですけれども、やっぱり令和3年度のところが、ちょっと書き方がこれだと分かりづらいと思っています。

つまり、このところが、なお書き以下のところの2行目のところで、「令和3年度より、収益認識会計基準等を適用しており」とありまして、ちょっと私、公会計処理というのはあまり詳しくないのであれなのですが、この適用というのは、ある時期からこういった会計基準というものを改めて適用するものなのか、あるいは何か制度が変わってこの収益認識会計基準というものを使うのか、ちょっとよく分かっていないところがあるので教えていただきたいのと、仮に制度が変わったのであれば、旧制度に基づく当期純利益と繰越利益剰余金を注記などで書いておいたほうがいいのか。つまり、そうしないと、比較可能性上、問題があるのかなと、こう思った次第です。ちょっと私の認識不足だとは思いますが、この点について質問させていただきました。

それから、3点目なのですけれども、11ページ目の左側のところです。先ほどリスク分担の話が出ておりましたけれども、その左上、②リスク分担の適切性のマトリックス、PFI事業のリスク分担のところでも二つ目の行なのですが、市と事業者の契約後、当期想定していなかったリスク分担に基づく対応はあったかというところがございまして、中身はこういうことだと思います。右のところでも丸が三つありまして書いていますのですけれども、何が申し上げたいかっていうと、対応を行った、協議をしましたという書き方が果たして適切なのかどうかということです。一応中間評価になりますので、要は、もう少し具体的に、こういう形でリスク分担を行ったのだと協議の内容とかを書いたほうがいいのか、こう思った次第です。

というのは、契約あるいは事前の書類によって協議とかを要するのはむしろ当たり前でありますので、評価ということである以上、例えば二つ目のところであれば、サービス購入料の支払いでどういう協議を行った結果どうなったのかといったところを、簡単にでもいいのかもしれませんが、書き加えておいたほうが市民の方にも判断いただけるという、こういう情報を提供できるのではないかと、こう思った次第です。

以上、3点でございまして、よろしくお願いいたします。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

では、企画担当の落合から御説明申し上げます。

まず初めに、7ページの市職員のモニタリングというところなのですけれども、前段で書かせていただいた「学校給食センターに配置される市職員が巡回し」というところで、巡回していくところの頻度なのです



けれども、給食センターの場合は、栄養士の方が調理の現場に毎日入っております。

なので、基本的に市の職員、栄養士が日々現場で味の確認ですとか調理の状況を確認しているということに加えて、さらに加えて、市職員のモニタリングということで、月1回の月例の報告ですとか四半期ごとの報告、年の報告という書面上の確認もしていて、さらに、日々の日報というのも中では回っていますという状況の頻度でございます。

続きまして、8ページ目の事業経営の安定性のところなのですが、こちらについては、制度が令和3年度から変更になったということで、会計上の制度変更によりこういった表記になっているということで、なお書きのところの書き方なのですが、これも会計方針上の注記の書き方に倣って今回このように書かせていただいたという状況でございます。一応こちらの内部資料としては、旧会計基準ですと行った場合はどういう推移だったのかとか、あと、もし仮に今の会計基準で開業当初からやっていた場合はどういうふうだったのかという実は3パターン資料としては入手はしているのですが、その3パターン全部を載せるのか、2パターンにするのか、少し中でも協議したのですが、正式な会計基準だけ、外部に公表するものですので、載せたほうが分かりやすいのかなというふうの中で判断をしまして、今回こういった記載をさせていただいているというところでございます。

稲生委員

すみません、追加していいですか。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

はい。

稲生委員

そうすると、別に全部をグラフ化しろということではないのだけど、仮に令和3年から、会計基準が変わっているとすると、要するに心配すべきところは、本当にこれは利益がこんなに出ているのかどうかとか、あるいは、でも繰越利益も遡って、そうすると影響を受けてくるのか、その点はどうでしょうか。

ちょっとミスリードしてしまうのではないかと、あるいは、変な言い方ですけども、何かぼろ儲けしているのではないかと、経営の安定性ということでは問題ないのだけれどもというような、余計なうがった見方が出てこないのかなという感じもするんですね。

皆さんの御意見もあるかもしれませんので、一応この程度にとどめておきたいと思います。すみません、先に進めてください。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

今の点で申し上げますと、建築の費用というのは一括で払っている部分と割賦で払っている部分がありまして、それを今までは割賦で収益を認識していたのが、全部まとめてR3のところに乗ったということでちょっと目立ってしまっているということがありますので、そのところをもうちょっと分かりやすく文章で補筆するとか、そういったことが改善点としては考えられるのかなというふうに思っております。

稲生委員

分かりました。ありがとうございます。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

では、11ページのところなのですけれども、こちらが、大変申し訳ございません、今回書いている内容というのが事業者からのアンケートの回答という部分になりまして、ここの回答のことが詳しく書いてあるのが9ページの左側になりまして、共通事項といったリスク分担のところの一部抜粋したものがあるのですけれども、こちらのア、イというところが実際に協議した内容ということになります。

例えば、「減額ポイントについて、事業契約書の解釈に関する協議が必要となりました」というところが、アの市が調達した食材における異物混入という部分になりまして、実は南部学校給食センターのほうでアブラムシが大量に混入している食材を調理で使ったということがございまして、実際そのアブラムシが少し取り切れずに調理の過程まで入ってしまったという事案がございました。そういった事案があったときに、市側としては、食材は市側のリスクだといっても、当然調理の過程で気づくべきものだろうというところで、この辺のリスク分担をどうやって切り分けるのかといった協議を行ったというところでございます。

もう一つの新型コロナウイルス関連の協議をしましたというところについては、イのところに記載がある市立学校の臨時休業措置ということで、これについては、本市が感染拡大防止の観点から、全市立学校を臨時休業とし、併せて給食停止を決定したので、あくまで市が負担するリスクであるというふうに整理をしたという、こちらに記載をしてあるものでございます。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。  
稲生委員、いかがですか。

稲生委員

そうしたら、一番簡単な修正ということであれば、11ページの先ほどの私が挙げたところ、②の最後のところに、何ページに参照とか(2)の何とかを参照とか、何かそういった形でもうちょっと注記みたいなことをして両者対応できればよろしいのではないかと思います。

内容には、特に異論はございません。御検討いただければと思います。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。  
それでは、川崎先生、お願いします。

川崎委員

ありがとうございます。私のほうも3点ほどお伺いしたいことがございます。

一つは、こういったセンター方式ですと、配送がどうしても必要になりますので、その配送の遅れとか、そういった事案は、今回はこの5年間でほとんどなかったという理解でよろしいのかというのが一つです。恐らくいろんな天候とか交通状況によって前後することは当然考えられるのですけれども、そういった市の基準は、調理後30分とか1時間とかという範囲内で基本的には全て回っているということでもよろしいかというのがまず1点でございます。

2点目は、このセンターの立地が北部以外は商業系とか住居系の用途のエリアになっていきますので、恐ら

く市民住民との協議で認めてもらうという手続を取っているかと思うのですけれども、その手続で周辺住民との協議での騒音対策とか、そういったところの通常のモニターに加えて上乘せの部分が恐らくこの北部以外はあるはずだと思いますので、ちょっとその辺についても御説明をいただけるとありがたいというのが二つ目でございます。

三つ目は、よくこの手の施設は、食育の拠点だとかいろいろなことが言われると思うのですけれども、具体的にこんなことをやりますというのがもしあるようでしたら教えていただければというところでございます。

以上3点をよろしく申し上げます。

安登会長

事務局、お願いいたします。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

まず1番目のセンターの配送の遅れなのですけれども、減額ポイントの対象になるような配送の遅れはなかった、生徒の喫食に影響があるような遅れはなかったというところでして、例えば台風が来たという場合、警報が出ますと、学校のほうがそもそもお休みになるような仕組みもございますし、そういった観点で影響があるところはなかったというふうなことでございます。

あと、センターの立地が商業系のエリアですと騒音対策という部分なのですけれども、ちょっと私が承知している限りでは、逆に、北部のほうが隣に精密機器を製造する工場がありましたので、油煙対策というのに力を入れまして、油煙が出る位置をちょっと工場からずらしたほうに入れるですとか、設備的な面で油煙に配慮したというのは聞いておりますが、勉強不足で申し訳ございませんが、南部、中部のほうで商業エリアだから特別のことをしたというのはちょっと把握をしておりません。

3番目の食育の拠点という部分なのですけれども、南部学校給食センターにだけ見学の通路というのを設けておりまして、直接上のほうから、子どもたちだったり、保護者の方だったり調理をしている過程を見ることができるようにしております。実際に南部学校給食センターで、一時コロナがはやっている時期はやっていなかったのですけれども、市民向けの見学会を開催したりということで、大変多くの方に御応募いただいて実施をしているところでございます。

一方、実際子どもたちは給食を食べていますので、給食センターに来て食べたいというニーズはないのですけれども、今SDGsの観点から、いろいろ給食センターがどういった取組をしているかを見たいといったこともございますので、事業者のほうに協力をいただいて、調理をしている過程を動画で撮影したりということをしなが、少しその動画を交えて、給食を食べるときに、例えば学校の給食時間に簡単に観れるようにだとか、そういった取組をしなが事業者と連携しなが食育の観点で取組を進めているところでございます。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

川崎委員

ありがとうございます。給食センターって、おそらく都市計画上工場扱いになるので、商業とか住宅には基本的には建てられないくくりになっていると思うのですけれども、その際、規制緩和するのに住民と協議

をしていると思うのですけれども、その辺はあまり周辺からは特段なかったという理解でよろしいんですね。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

その辺、よく他都市からも問合せが来て資料を見たりするのですが、それを見る限り、まず建てたときに例えば大きな苦情が来て何かもめたとか、建てるに当たって非常に苦労したというよりも、もうそのときには職員が非常に丁寧に説明に回っていて、細かく町内会単位で説明会をしたりという記録を見る限りは、そんなに大きなトラブルはなかったのかなというふうに今の担当としては思っております。

川崎委員

了解でございます。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。

では、伊藤先生、お願いします。

伊藤委員

運営面については、大きな問題はなく進められていて、また、市の核となる栄養士が常駐され給食提供に関しモニタリングがきちりされていると理解しました。

施設面については、事業期間終了後、この建物を取壊すのではなく、建物を維持しながら、経年劣化した設備を入れ替えて次の事業者を選定すると推測しております。建物のメンテナンスの観点でのモニタリングを、どのようにされているのか確認させてください。

安登会長

お願いいたします。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

では、南部学校給食センターの資料の9ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうに、アのところで傍線で「事業者は、年1回の施設総合点検にて」と書いてあるのですが、南部と北部については年1回、中部については年4回の維持管理企業の建築士の資格を持った職員が、著しい劣化が見受けられないかどうかを確認して、不具合箇所を抽出した上で建物、設備の確認を、その結果というのを市も確認しまして、著しい劣化が見受けられないものについては長期修繕計画を翌年度に変更するなど、長期修繕計画書に反映しているということで、給食センターには事務職の職員も各1名、課長級が常駐しておりますので、その者が建物の面ですとか、あとは調理設備の面ですとか、特に調理設備のほうは、やはり運営企業も給食が停止してしまうと大きな問題になってしまいますので、比較的早め早めにメンテをして部品の交換をしているかなというような印象を私としても受けております。なので、建物の面についてもきちっと点検をしながら長く使えるように努力をしているところでございます。

以上でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。

そうしますと、定期的な点検で著しい劣化が見受けられないものは修繕時期を後ろ倒しされていて、どちら

らかというと、現状は当初の計画時よりも安定した状態にあり、また、南部、中部、北部いずれについても大きな問題がない状態だというふうに受け止めてよろしいですか。

落合教育委員会事務局健康給食推進室課長補佐

確認をして、直すべきものは既に直して、予算をある程度一定程度、5年目の点検とかを節目で置いているのですけれども、思ったよりも著しい劣化は結構見られないところが5年目の点検で今回多かったので、予算を少し繰り延べているという状況でございます。

伊藤委員

分かりました。ありがとうございます。

安登会長

追加で何か御質問等ございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

安登会長

有益な御指摘を幾つかいただきましたので、事務局で参考にしていただければと思います。

最後に私のほうから一言ということですので、一言申し上げたいと思います。

気になった点としては、確かに8ページの表、グラフを見ていて、収益認識会計基準を採用したということは、そのとおりで間違っていないのですけれども、表、グラフを見たときに、繰越利益剰余金が急激に増えているので、急に儲かり出したみたいに勘違いされたらまずいと思います。むしろ当期純利益の推移だけ示したほうが経営状況を正確に把握できるのかなと思いました。

一方、売上高はそんなに変化がないので、例えば給食を利用した生徒さんの人数の推移だとか、何かそういう数字でも良いのかなと思います。その辺は、事務局の御判断にお任せいたします。

それから、本プロジェクトでユニークなのは3つのプロジェクトを同時に実施していることです。東洋食品さんが二つ、グリーンハウスさんが一つで、異なる企業が同時並行で事業をしている点です。ですので、例えば三つのうちの一つで何かよい事例があれば、ほかのところに取り入れる、あるいは改善点があれば改善してもらおうというようなことができればと思います。せっかく複数のプロジェクトが並行して動いているのですから、何か良いところ取りできるような、そんな工夫ができて良いのかなと思いました。私からは以上です。

それでは、議題の(2)に移りたいと思います。

(2) 民間活用(川崎版PPP)推進方針の活用状況について、事務局から説明をお願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、民間活用(川崎版PPP)推進方針の活用状況について御説明をさせていただきますので、資料2を御覧ください。若干分量のある資料ではございますが、なるべく簡潔に一括に御説明させていただければと思います。

まず、1ページ目、1の方針の概要、それから2の周知等に向けた取組の内容につきましては、既に御案内のとおりでございますので、ちょっとこちらは割愛させていただければと思います。

右側の3から、本年度の具体の各事業の取組、それから実際に簡易な検討、詳細な検討あるいは事業者選定を実施した案件について御説明をさせていただければと思います。

まず初めに、等々力緑地再編整備事業でございます。

こちらは、今年度事業者選定いただいたものでございまして、川崎先生、伊藤先生におかれましては、選定部会にお入りいただきまして、多大なる御尽力をいただきまして誠にありがとうございました。

こちらは、令和元年に6条提案がございまして、東日本台風・コロナ禍を経まして、昨年2月に再編整備実施計画を改定いたしまして、BTO・RO・指定管理・コンセッションの多様な事業方式をミックスして昨年11月に落札者決定に至ったところでございます。先般、議会の議決をいただきまして、今月中、もうあと数日以内に本契約の締結の予定となっております。

この中段の選定結果等にございますとおり、応募は残念ながら1者のみでございましたけれども、東急株式会社が代表企業を務める「Todoroki Park and Link」というところを選定いたしまして、期間は30年、税込みにしますと約630億円の大規模な事業となっております。

提案概要は、資料の下段のとおりでございまして、下線の引かれております球技専用スタジアム、それから（新）とどろきアリーナ、さらに、駐車場、こちらの三つがコンセッションを採用する施設となっております。

続きまして、2ページに参りまして、富士見公園再編整備事業でございまして。

こちら昨年9月に落札者を決定いたしまして、12月に既に契約を締結してございます。こちらは、PFI、指定管理とともにPark-PFIも採用したものでございまして、事業者選定の結果等でございますけれども、公募対象公園施設設置等予定者選定委員会、こちら川崎先生には臨時委員としてお力添えいただきまして誠にありがとうございました。

こちらのほうは、2グループ応募がございましたうちの川崎フロンターレを代表企業とする富士見パークマネジメント株式会社を選定いたしまして、事業期間20年、約53億円の事業となっております。本市は、令和6年度に市制100周年を迎えるに当たりまして、これに合わせて全国都市緑化フェアというのを開催することになっておりまして、この富士見公園はそのコア会場の一つ、メイン会場となっておりますので、まずはここに向けまして必要な整備を進めてまいるということになっております。

続きまして、右側、地域エネルギー会社の設立でございまして。

こちらは、カーボンゼロに向けた取組を推し進めていく上で、ごみ処理センターの再整備に伴って廃棄物発電の能力が向上することを契機といたしまして、市域での再生可能エネルギーの利用拡大に官民連携して取り組むということで、新たに市が出資する法人を設立するといったものでございます。

こちら事業者選定済みでございまして、この1月に事業パートナー、金融機関パートナーとも交渉権者を決定いたしまして、先月基本協定を締結したところでございます。

中段にございます選定経過等でございますけれども、こちらには本委員会から安登先生と稲生先生に選定部会に入っていたいただきまして、こちらいろいろお手間をおかけしまして誠にありがとうございました。

NTTアノードエナジーを代表企業とする事業パートナー、それから川崎信用金庫ですとかセレサ川崎農協といった地域金融機関を含む金融機関パートナー4者を無事選定いたしまして、下に記載の提案概要にありますようなことの実現に向けて、今年10月頃の会社設立を目指しているところでございます。

続きまして、3ページに参りまして、橘公園のPark-PFI事業でございまして。

こちらは、ある意味オーソドックスなPark-PFI案件かもしれませんが、こちらは高津区というところにある、幹線道路沿いではあるのですが、住宅地にあります近隣公園でございまして、もともと公園事務所だった建物も含めまして、Park-PFIによってにぎわいの創出とともに公園の維持管理を行っていただきたいというものでございました。

応募は3グループございまして、審査しました結果、中段にございますとおり、ピークスタジオ一級建築士事務所という市内企業を選定したところでございます。こちらの公園につきましては、この間、コロナ禍の影響はございましたけれども、令和3年以降、テーマ型民間提案制度という本市の民間提案制度を活用し

まして、収益性の有無の確認なども含めまして社会実験のほうを重ねてきたところでございます、いわゆるトライアルサウンディングのような形でございますけれども、今回のこの選定された事業者さんもこの中に参加しておりまして、今回の提案では、カフェスペースですとかレンタルスペースの整備などとともに、約20の地域団体と連携しながら年間を通したイベント等を展開していくというような御提案をいただきまして、こちらは令和6年の供用開始を目指しているところでございます。

その下、(5)の高津区保育・子育て総合支援センター整備でございます。

こちらは、津田山保育園という高津区にある保育園の建て替えに伴いまして、子育て支援拠点などを併設するという事として、こちらは民間手法での整備という方向性を簡易な検討の中で決定したというところでございます、これから、また令和9年夏頃の開設に向けて詳細な検討等に向かっていくといったところでございます。

続きまして、右側、(6)の学校の空調設備更新についてでございます。

こちらは、平成21年に小学校、聾学校を合わせて90校の普通教室についてはPFIで整備したといった実績がございまして、そのときに中学校のほうは直接施工で更新しておったんですが、今回、小・中学校合わせて154校についてPFI方式によって、また、さらに特別教室も今回は含めまして7,000教室余りの空調について新設、更新、維持管理を実施することとしたものでございまして、5月の公募開始を目指しているところでございます。

それから、その下、(7)の麻生区内学校施設包括管理でございます。こちらは、麻生区のはるひ野小中学校整備PFI事業の終了に伴いまして総括評価をしていただいたところでございますけれども、その結果を受けまして、他の学校のサービス水準の向上と、さらには教員や教育委員会の負担軽減ということも狙いまして、まずはモデル的に麻生区内の小中学校24校で包括管理委託方式の導入を考えているところでございます。こちらのほうも5月の公募開始を目指しておりまして、こちらは教育委員会の事業者選定評価委員会の部会メンバーには、川崎先生、朝日先生、伊藤先生とお三方入っていただいております、これからまた今後ともよろしく願いできればと思います。

それから、4ページに参りまして、大師、それから田島の複合施設整備でございます。

こちらは、対外的には、前回、夏のこの委員会で御報告した内容から進展はほぼないんですが、実際のところ、市役所の私どものいるところの向かいに建っています本庁舎の建て替え工事の完了が、今、約半年遅れるということに引っ張られまして、こちらの事業者公募のタイミングも後ろずれしているといったところでございます、現在、要求水準書の内容等について詰めているような状況でございます。

その下、(9)の堤根余熱利用市民施設整備事業でございます。

こちらは、ごみ処理施設の余熱を利用した市民還元施設ということで、温水プール等を整備していたものでございますけれども、老朽化が進んでいたことから、このごみ処理施設のほうのそのものの更新に合わせて、今後の施設の在り方について、この3月に整備基本計画を策定したところでございます。事前のサウンディング結果等の結果を踏まえ、温水プールですとかトレーニング機能、それから温浴施設などを含むコミュニティー機能などを備えた施設を令和11年度の供用開始に向けてPFIで整備することとしたところでございます。

続きまして、右側からは民間提案制度についての御報告でございます。

本市では、フリー型、テーマ型というふうにございますけれども、今年度フリー型については、平均すると月2件程度の間合せ等はあったんでございますが、残念ながら協定締結までに至った案件というのはございませんでした。ですので、今回こちらテーマ型についての案件を三つ御紹介をさせていただければと思います。

まず一つ目が、多摩川丸子橋河川敷の利活用に向けた社会実験ということで、近年、国交省などでも河川

空間のオープン化というところに力を入れてきているところでございますけれども、こちらは、かねてからバーベキューのごみ問題などの課題もありましたということで、さらには、にぎわい創出に向けて広くから民間提案を求めまして、今回、民間5者による実験を行いまして、おおむね好評を得たというところでございます。今後は、河川管理者である国交省とも協議しながら、民活導入による管理運営に向けた取組を進めることとしているところでございます。

続きまして、5ページに参りまして、学校施設の有効活用というところでございます。

学校施設の施設開放につきましては、これまでも体育館ですとか一部特別教室ですとかを地域の団体等に利用していただいておりますけれども、やはりその中では、鍵の管理ですとか学校の教職員の方々の負担感ですとかがどうしても課題がございました。今回、市長の公約の中で、教室シェアリングというものを進めるということにしている中で、こういったセキュリティの部分ですとか事務負担の課題解決というところで、クラウド型のシステムを活用した電子キーですとか予約システムをモデル的に小学校3校で導入することとしたものでございます。

最後、三つ目ですけれども、解体一括見積サービスを活用した空家の解体促進に向けた社会実験というところで、近年、防災・防犯上の問題とされております空き家の解体を促進するという仕組みを検討している中で、空き家の所有者さん向けに解体に係る有益な情報を発信してまいりまして、市としても、そういったアクセス手法などを得て今後の施策に活用して行って、実証実験を民間事業者3者と行っているものでございます。

続きまして、その下からは、6番、民間との対話の状況についての御報告となります。

サウンディング調査につきましては、左下の表にございますとおり、今年度6件、また、右側に参りまして、PPPプラットフォームを活用した意見交換につきましては、5回に分けて11案件を実施したところでございまして、方針を策定した令和2年以降、コンスタントに事例を積み重ねてこられているところかなというふうに思っているところでございます。

最後、6ページでございますけれども、プラットフォームのほうで実施いたしました勉強会とセミナーについてでございます。

勉強会につきましては、昨年12月に実施いたしまして、特に愛知県の岡崎市というところの地元企業さんをちょっとお呼びしまして、PFIの代表企業を取られた実績もあるというところで、地元の中小がいかにPFIに参画していくのかといった自らの経験談などをお話しいただいたところでございます。

また、右側のプラットフォームセミナーですが、こちらは昨日開催いたしまして、おかげさまで、会場と、それからオンラインとの併用で多くの方にお聞きいただけたかなと思っております。中では、公園財団の理事をされています町田さんに「公共空間の利活用と地域づくり」ということでお話しいただいて、またその後、先ほど御紹介した富士見公園の再編整備、こちらの今後の利活用について、代表企業を取られた川崎フロンターレさんにも御参加いただきましてパネルディスカッションを行ったところでございます。

少し長くなりましたが、資料の説明については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

## 安登会長

ただいま事務局からご説明いただきました民間活用（川崎版PPP）推進方針の活用状況について、委員の皆様よりご意見、ご質問等を頂戴できればと思います。ご意見等がある方は挙手をお願いいたします。

各プロジェクトにも参加されていますので、よくご存じだとは思いますが、参加されていない委員の方から何か分からないということがあるかもしれません。いかがでしょうか。

では朝日先生。



#### 朝日委員

ご説明ありがとうございました。いろいろな案件が進んでいて楽しみだと思うのですが、いくつか質問させていただきたいのですが、(3)の地域エネルギー会社の設立の件で、これはエネルギーが高くなってきているので、調達を自前で公共施設に対してしていけることは非常に魅力的だと思います。だんだん調達先も、市だけに安く卸すわけにもいかないというふうになっていくという意味で、エネルギー価格の高騰のリスクというのは同じように受けてくると思うのですが、地元の再エネの調達の方法で何らかの工夫ができるところはあるのかなというのが、知りたかったことです。

もうひとつは、(9)の余熱利用施設なのですが、これは余熱利用でそのままやっていくということのようですが、詳しくは分からないのですが、例えば余熱は余熱でやはり維持管理が大変な面もあるかと思うのですが、廃棄物処理施設に関する再エネの発電の可能性というのは、この案件には入ってこないのかなというのがお聞きしたいことの2つ目です。

最後3つ目が、4の民間提案に関する取組です。テーマ型はいずれも、空き家も解体がボトルネックになっているところであったり、学校の安全の問題であったり、すごくいいテーマだなというふうに思ったのですが、フリー型の方なのですが、残念ながらあまり形になっていないということなのですけれど、一方で民間の技術提案のようなものと、国だと意外とたくさんあるという話、予想外に企業のやる気のようなものがあるという話を聞いたこともありまして、このあたりはどういった提案の聞き方、求め方をしているのかなというのがお聞きしたいところです。

よろしくをお願いします。

#### 安登会長

ありがとうございました。事務局からお願いいたします。

#### 大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

まず1つ目、地域エネルギー会社の設立でございますが、昨今のエネルギー価格の高騰がございまして、ご存じのことかと思えますけれども、このような地域エネルギー会社もいろいろな自治体でつくられていて、少し経営が厳しくなっているというようなところがいくつかございました。そのなかで、本市もそういった事例が少し出てきたような時期に計画を立てたということもございまして、今回の発端としては橘処理センターが稼働することに合わせて、ここで発電したものを原資といいますか、そこで作った電気をあてに、地域エネルギー会社でうまく回していこうというようなコンセプトで行っておりますので、全国でも少し珍しいかもしれませんが、自前でもかなり電力を持っているというところで、価格高騰のリスクというのは最小限になっている案件でございます。会社と本市のなかでの電力の契約につきましては、会社設立後の調整になるのですが、基本的には今後市と契約して、必ずしも市が安くという形にはならないと思うのですが、契約の調整は今後行っていくという状況でございます。

続きまして、堤根余熱利用なのですが、すみません、ご質問の趣旨といたしまして、堤根の処理センターに係る脱炭素といいますか。

#### 朝日委員

発電は、処理センターで再エネの発電をすることも増えているかと思うのですが、その企画はないのかなというのがお聞きしたかったところです。単純に。

#### 大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

いま建設の部署がないもので、私の方では把握しておりませんので、今後皆様の方にメールか何かでご回答させていただくような形でよろしいでしょうか。

朝日委員

はい。ありがとうございます。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

続きまして最後ですね、今年度、フリー型の民間提案の方が残念ながら案件形成になりませんでしたけれども、さきほど説明のなかでもありましたとおり、大体月2件から3件弱くらいなのですが、お問合せ等はいただいているところでございます、相談フォームを設けておりますので。フリー型民間提案につきましては、テーマ等を全く求めずに民間事業者様が川崎市と手を組んで何かやりたいということ、幅広くフリーで手を挙げてくださいという募集の仕方をしているという状況でございます。

やはり受付の要件ですね、3つの要件、対象要件、財政要件、公益要件と3つございますが、やはり特に2番目、本市に新たな財政負担が生じないことということで、簡単に言うとタダでという話になってしまうのですが、ただ例えば一定の委託料が本市として必要となったとしても、それ以上に歳入が見込めるですとか、そのような条件が他都市と比べて事業者さんからは厳しくなっていると感じているようでございます。ただ、いわゆる単なる営業のようなものがそれでも混ざってきてしまうのですが、財政要件がなかったら、さらにそういったものがたくさん来られるのかなと思っております。行政ですので、公平性の観点にも影響するのですが、本市の方針上、このような要件のなかで受け付けているもので、どうしても案件数が少し少なくなっているかなという状況でございます。

朝日委員

わかりました。ありがとうございました。

3つ目のところはちょっと条件が厳しいということが分かりました。何らか育てると言いますか、一つ例ができてくると応募しやすくなるのかもしれないなど。よろしくをお願いします。

安登会長

ありがとうございました。

では他の先生から何か質問ありますでしょうか。

稲生先生。

稲生委員

ありがとうございました。それから、事務局の皆さん、御説明ありがとうございました。

川崎市さんは、体系的に、また、実務的にも専門性に力を入れながらPPPについてお進めになっているということで、本当に頼もしく思っております。一方で、最近、何か競争に基づく方法がどうも世の中的には嫌がられることもありまして、私の意見は、むしろ、だから若干注意する側面もあるのかなということでございます。

2点ございまして、この資料でいうと、ページが入っていないんですが、(7)の麻生区内学校施設包括管理業務のところでございます。

文科省の包括管理に関してのいろいろなテキストなんかも出ておまして、委員会に関わって議論したときに、やっぱりその中で皆様から出たのは、この包括管理ってなかなかメリットが多いようで実は難しい面

もありますという話が出ておりました。簡単な話で、包括化すれば、維持管理とか受付・校務とかといったいわゆるサービス業務的なところとか修繕工事に関して、まとめたからといって必ずしもバリュー・フォー・マネーが出るわけでもないということでもあります。

それから、あと、大事なことは、川崎市さんのほう、つまり発注者側のほうの組織体制をうまく見直していくようなものとマッチさせる形で包括管理を委託していかないと、そういう意味で、何でこれをやるんだという面で逆に説明つかなくなってしまう事例が結構散見されるんですね。

今回の場合ですと、確かに麻生区のはるひ野小学校のPFIが終わりそうなので一挙に包括委託してしまうおうか、これ自体の趣旨は肯定できるとは思いつつも、そうすると、じゃあ、24校の学校について誰が受けられるのだというときに、元締のところは結局大手の企業さんが入って、下請を集めて、その中に川崎市の業者さんが入ってもらうということで、それはそれでいいのかもしれないのだけれども、要は寡占状況になりかねないということもありますので、ぜひこれは今年公募要領を出されて選定すると思うのですが、公募要領をつくらうときに、要は川崎市の組織のマネジメント上のメリットがあり、かつ地元の業者さんを排除しないような形で、できるだけ皆さんがウィン・ウィンの関係になるような、こういうスキームを上手につくっていただきたいと思う次第です。これは、単に検討いただきたいという点でのコメントでございます。

それから、今度は2点目なのですけれども、これは4番の(2)学校施設のさらなる有効活用に向けた施設管理の実証実験というところで、構造計画研究所さんのいろんな予約システムとか電子錠の話がございました。

これは大変興味深い取組だと思って聞いておったのですけれども、事前説明でも申し上げたことでもあります、民間企業さんのいろんなこういった技術的な側面に頼りながら貸し出すことで検討されていくのはいいのですけれども、実はむしろ、こういったハード面も大事なのですけれども、市民団体さんとか、あるいは地元のNPOさんを育成して、そういった皆さんなども広く学校のこういった多様な施設管理というもの、こどもなどが遊ぶ場所を提供するときにお力添えをいただくといったようなソフトの面というんでしょうか、その点が今後大事になってくるのではないかなと、こう思った次第です。

といっても、なかなかこれは難しく、川崎市さんのような都市部になりますと、市民団体とかコミュニティとかいっても、若い世代が非常に多くて、もうそんな暇ないんだという方が大変多いのではないかと、こういうふうに想像していますので、言うは易しという側面はありつつも、民間企業との連携といった側面ではなくて、肝心要の市民の方にどういふふうはこのPPPの活動に関わっていただくのかなというの今後には大事になってくるのではないかなと思ひまして、釈迦に説法の感はあるんですけれども、コメントとして申し述べさせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。  
事務局、いかがでしょうか。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

では、私から、まず一つ目でございますけれども、包括管理でございます。

稲生先生は国の委員もされているということの中での御意見もということでございましたが、本市におきまして、他都市におきましてもそうなのですけれども、いわゆるマネジメント費が発生するのですけれども、それ以外の工事費、その他の法定点検等の経費自体は必ずしも下がるわけではないというような構造の中で、

やはり行政内部でのお金という観点では、組織体制も、例えば端的に言いますと人員削減などという話が出てくるのかなとは考えております。

ただ、本市の中では、今のところはまだ麻生区の中でモデル的にということをございまして、少し対象校数等も、全国的に見てもかなりミニマムなものでございますので、今後、全市展開をしていく段階におきましては、そのような点も、モデル実施での経験を踏まえまして、最終的な本格実施に向けた調整を行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。ありがとうございます。

#### 稲生委員

すみません、一つだけ。別に人員削減を進めてくださいということを申し上げているわけではございませんので、要はいろんな組織の中での業務フローと、それから委託して取られるであろう業務フローということをうまくマッチングさせてくださいということですので、よろしく願います。

#### 大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

はい。あと、地域企業のお話もございましたけれども、今落札者決定基準等の調整等もしておりまして、選定委員会のほうで諮らせていただきまして、公募につなげていきたいと考えております。

続きまして、学校施設の鍵等のことをございまして、地域の方をという話でございました。

こちらでございますけれども、今までが例えば地域の団体の方とか学校の方々の御協力にかなり頼っていたというところがございまして、先ほどおっしゃっていただきましたとおり、地域の今まで管理の一翼を担っていただいた団体の方等の高齢化なども進んでいく中で、やはり今後なかなか今の状況ではいかないといったところからこういったお話も少し出ているところでございますので、今回、実証実験という形で今3校行っているところでございますけれども、地域のこれまで使っていた団体さん等とも少し御意見をいただきながら、最終的な形をどのようにしていくかということ今年度、来年度調整していきたいと考えておりますので、その点は我々としても今後の課題というふうに考えているところでございます。

#### 安登会長

ありがとうございました。

ほかの先生はございますか。

川崎先生、願います。

#### 川崎委員

では、私のほうから。私、2点ほど気になっていたのですが、先ほどフリー型の件の件もございましたので、簡単にコメントだけにしておきますが、こちらのほうは、三つの受付の要件はかなり合理的なものですので、変に緩めずに、財政要件は特にフリーに関しては、先ほど事務局から説明がありましたように、営業と区別がつかなくなるのが一番厄介なので、やはりここについては厳格に運用してもらったほうがいいのかというふうに思います。

逆にテーマ型のほうは、市が抱えている課題に対して、技術的なところとかをサポートいただけるようなところはある種で実験的にいろいろやっていただいて、全市に拡大できるものについて拡大していったらというものが最も合理的かなというふうに思いますので、ここについては、現状のままというか、現状でよろしいのではないかなというふうに感じているところでございます。

いいところでいいますと、先ほど橘公園の説明のところでもございましたように、地元の会社さんがプラットフォームから参加されて、トライアルサウンディングにも参加されてというところから代表企業として事

業を取られたというところについては、すぐく地元の業者さんにとっても励みになるところかと思しますので、ぜひこういった案件をプラットフォームを通じていろんな事業者さんに広めていただいて、やっぱり地元の強みみたいなところもプラットフォームの中で議論していただいて、特に先ほどの民間提案のテーマ型のところについても、こんな課題を持っているというのをどんどん投げかけていただいて、地元の会社さんにもいろいろアイデアを出してもらおうというような機会を増やしていただいたほうがいいのかというふうに感じた次第でございます。

私からは以上です。コメントのみです。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

事務局から何かコメント等がありましたら伺いますが、よろしいでしょうか。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

先生、ありがとうございました。民間提案の声につきましても、心強いお言葉をいただきまして、引き続き適正な運用に努めていきたいなというふうに思っています。

あと、橘公園のほうについても、今回、実質うちの中では本当にP a r k - P F Iらしいものとしては初めての事例だったということもあって、あと、これまでうちは富士見ですとか、ちょっと大きな事業が多かったですけれども、今後そんなに大きくない、小さいといったらなんですけれども、そういった事業、なるべくいろんなところにこういった民間活力を活用していくという中では、今回みたいなふうに地元の企業がプラットフォームのところからどんどん入って行ってやっていただけというのは、この流れをうまく乗せていきたいなというふうには思っていますので、引き続き尽力していきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

では、伊藤先生。

伊藤委員

ありがとうございます。

民間提案のテーマ型のものが三つあり、これらは社会実験として、得られた結果を今後運用していくと理解しました。実証実験の場合には、実証実験の後には同種の事業をされることが多いかとも思います。

例えば、今後、学校施設の有効活用に向けた施設管理事業を、有償で進めるのであれば新たに事業者を選定し、また、解体見積事業の方も新たに事業者を選定して解体促進を行う理解でよろしいですか。

今回、実証実験に協力いただいた企業は、その次の事業に絡みたいという希望を持っているのではないかと思います。今回、実証実験に協力いただいた企業は、次期事業でどういう位置づけになるものとして整理されているか、お伺いできますでしょうか。

安登会長

お願いいたします。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

まず、今いただきました学校施設のさらなる有効活用に向けた施設管理でございますけれども、こちらにつきましては、今回1者だけということではございましたけれども、今、更新をして来年度末ぐらいまで行う予定ではございますけれども、そちらのほうも基本的には、次には、多分経費がそれなりに必要になってくる案件になるかと思えます。そのときにはやはり公募という形にはなるかと思うのですが、そのときは、今回採用させていただきました企業さんにつきまして、募集要項作成に御貢献いただいたという形での整理ができればという話になるのですけれども、一定のインセンティブみたいな形は検討させていただきたいと考えているところでございます。

なお、解体見積りのほうにつきましては、実は募集要項作成の際に、改めて募集をするようなものではないと本市のほうで考えておまして、今後3者が、今は実証実験という形なのですけれども、おおむね2年程度だったと記憶しておるのですけれども、今回の形で行わせていただきまして、特段問題がなくて事業者さん側もこのまま続けさせてくださいという形であれば、この3者をそのまま本格実施に移行していくという形になる予定でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。そうしますと、施設管理の鍵の方は等々力緑地の時のように、インセンティブをつけて次の事業に行くという想定で理解しました。解体一括見積サービスWEBサイトについては、うまくいくのであれば、そのまま継続ということの想定とのことですが、こちらは市の費用負担はどういう状態でしょうか。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

まず、1個目の鍵につきましては、やはり一定お金がかかる部分も本格的にやろうとしたときに想定されますので、どうしても公募の余地が出てくるのですけれども、解体見積りににつきましては、お互いが協力して、この3者のウェブサイトを市民の方に利用していただくという形でございますので、市の負担はございませんので、そのように継続して本格実施につなげていくというようなことができると認識しているところでございます。

伊藤委員

そうすると、解体見積サービスの方は、市としてはこの事業者さんだったら大丈夫ですよと市民の方に紹介する立場と受け取ってよろしいでしょうか。

大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長

そうですね、概ねおっしゃるとおりでございます。現段階では、問題なく市民の方が見積り等を取れるかということでもまず一、二年ほど進めさせていただきまして、トラブルとかが起きてしまったら問題ですけれども、特段問題なく、お互いが、じゃあ、この形で進めていきましょうと協議が調えば本格実施に移行すると、そのようなスキームでございます。

伊藤委員

なるほど、分かりました。

空き家解体の事業は、性質上トラブルが多いと思うので、市が紹介した結果トラブルにつながることは避けたほうが良いとは思いますが、その辺りは慎重に進めていただければと思います。

追加のコメントはありません。ありがとうございます。

安登会長

ありがとうございました。

各委員から御意見、御指摘をいただきましたけれども、追加で何かありましたら伺います。よろしいでしょうか。

(なし)

安登会長

ありがとうございました。

それでは、私のほうからも一言ということで、感想めいたことを申し上げます。

川崎市さんの民間活用(川崎版PPP)は、いつお伺いしても非常に多彩な内容を含んでおり、わくわくするようなものがたくさんあります。ほかの自治体さんにも参考になるものであり、非常に先進的な事例が多いと思います。引き続きこういう形で進めていただければ、すばらしいなと思っております。

それから、稲生先生からも御指摘がありました。学校施設の利用、学校施設に限らないと思うのですが、確かに民間企業にお願いするということはあると思いますが、場合によっては、市内のNPOとか、そういった団体を使う、言い換えれば市民が市民サービスのための施設を管理するみたいなことがあってもいいのかなというふうには個人的には感じています。

それでは、次第の2のその他というのがございますが、事務局から御報告があると伺っております。よろしく願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、その他でございますけれども、御報告でございますが、参考資料4でお付けをしております本委員会に紐づいている民間事業者選定部会についてでございます。

今年度、本委員会には、等々力緑地再編整備と、それから地域エネルギー会社設立に関するものの二つの民間事業者選定部会が設置されてございまして、2ページ目にございまして、等々力緑地のほうについては、令和3年11月以降、計6回、地域エネルギー会社につきましては、令和4年4月から3回開催したところでございまして、先ほども御説明させていただきましたとおり、いずれも無事事業者選定まで至りましたので、この3月31日の委員さんの任期満了をもちまして廃止させていただくということを御報告させていただきます。

この間の部会に御参加いただきました川崎先生、伊藤先生、それから安登先生、稲生先生、重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

報告は以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、委員の方から何か御質問等はございますか。よろしいですか。

(なし)

安登会長

ありがとうございました。

一応これで議事は全て終わりましたが、事務局から何かございますか。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

特にございません。ありがとうございます。

安登会長

それでは、本日の議題は以上となりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

窪田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

長時間の御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務連絡でございますけれども、次回、令和5年度の第1回委員会につきましては、今後、日程調整させていただきますけれども、例年と同様に7月頃開催させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。また、委員会の前に、個別に御説明の機会をいただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございますので、それでは、以上をもちまして今年度、令和4年度の第2回川崎市民間活用推進委員会を終了いたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。